

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人 CDX 協議会(以下「当法人」という。)定款第 2 章に定められた会員に関する必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 会員

(会員の種別)

第 2 条 当法人には、幹事会員、正会員、一般会員、学会会員、賛助会員及び自治体会員からなる会員組織を置く。

2. 幹事会員の入会審査基準は以下のとおりとする。

- (1) 当法人の目的を理解し、賛同を示していること。
- (2) スマートシティ、それを利用したサービス、技術またはセキュリティに関係があること。
- (3) 自治体及び中央省庁プロジェクトへの積極的な参加する意思があること。案件により CDX に代わり提案主体になること。
- (4) コンパクトスマートシティプラットフォーム(CSPF)に接続するサービスを有すること。
- (5) 当法人の運営に議決権をもって参加できること。

3. 正会員の入会審査基準は以下のとおりとする。

- (1) 当法人の目的を理解し、賛同を示していること。
- (2) スマートシティ、それを利用したサービス、技術またはセキュリティに関係があること。
- (3) 自治体及び中央省庁プロジェクトへの積極的な参加する意思があること。
- (4) コンパクトスマートシティプラットフォーム(CSPF)に接続するサービスを有すること。

4. 一般会員及び学会会員の入会審査基準は以下のとおりとする。

- (1) 当法人の目的を理解し、賛同を示していること。
- (2) スマートシティ、それを利用したサービス、技術またはセキュリティに関係があること。
- (3) 当法人の活動に積極的に参加する意思があること。

5. 賛助会員、自治体会員の入会基準は以下のとおりとする。

- (1) 当法人の目的を理解し、賛同を示していること。
- (2) 当法人の活動に協力し、または援助する意思があること。

6. 当法人は、会員の申込者が次の各号のいずれかに該当する場合には、申込者に何らの通知をすることなく、申込を承諾しないことがある。

- (1) 会員の申込に際し、虚偽の届出をした場合
- (2) 当法人または会員に対する営業、勧誘またはそれらに類する行為を目的とする場合
- (3) 会員として入会しようとする者が日本国内に拠点を持たない場合であって会員としての活動が困難と認められる場合
- (4) 会員として入会しようとする者が反社会的勢力である場合若しくは反社会的勢力との関

係が疑われる場合

(入会手続き)

第3条 会員として入会しようとする者は、別途定める入会申込書と法人または団体にあつては登記事項証明書(発行後3ヶ月以内)、個人にあつては本人確認書類を事務局に提出し、理事によって構成される理事会の承認を受けるものとする。

2. 法人または団体たる会員にあつては、当法人に対して法人または団体の権利を行使する者(以下「責任者」という。)を定め、事務局に届け出る。

3. 責任者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を事務局に提出する。

4. 入会を承認された個人、法人または団体は、細則の定めに従い入会年度の会員費を納入し、入会承認通知の発行を受けたときに会員たる地位を取得する。

(変更)

第4条 会員種別の変更をしようとする者は、所定の会員種別変更届を提出する。

2. 会員種別を幹事会員に変更する場合には、理事会の承認を受けるものとする。

3. 会員種別変更後の会員種別に従って第5条に定める年会費を納めることとする。なお会員種別変更前の年会費については返還しない。

第3章 会員費

(会員費)

第5条 会員費については、会員費に関する細則に定める。

第4章 会員の権利義務

(会員の権利)

第6条 会員は、他の規程に定める他、次の権利を有する。

(幹事会員の権利)

①社員総会への出席

②当法人が行う営利事業及び受託事業への参画

③当法人が行う全体会合、ワーキンググループ、シンポジウム企画、提言作成、その他の非営利活動

(正会員の権利)

①社員総会にオブザーバとして出席

②当法人が行う営利事業及び受託事業への幹事会員と共同しての参画

③当法人が行う全体会合、ワーキンググループ、シンポジウム企画、提言作成、その他の非営利活動

(一般会員及び学会会員の権利)

①当法人が行うワーキンググループ、シンポジウム企画、提言作成、その他の非営利活動

(賛助会員、自治体会員の権利)

①当法人が賛助会員に限定して発信する各種情報の受領

②当法人主催のシンポジウムへの優先的参加

③当法人の発行物、シンポジウムでの社名やロゴの記載

2. 前項各号の権利は、譲渡することができない。

3. 第1項各号の権利は、会員が退会または除名により会員たる地位を喪失した場合には消滅する。

(会員の義務)

第7条 会員は、権利を誠実に行使し、当法人の目的を達成するために本会の運営に協力する義務を負う。

2. 会員は、各委員会および各ワーキンググループその他の当法人における活動に際し、公正且つ自由な市場競争を制限または阻害するおそれのある行為をしてはならない。

3. 会員は、公序良俗に反する活動をしてはならない。

4. 会員は、第5条に定める年会費を年度初月に速やかに納めなければならない。

(秘密保持について)

第8条 各会員は、当法人の活動の中で知りえた当事者間で相互に開示される秘密情報の取扱いに関して、別に定める「秘密保持規程」に従わなければならない。なお、各会員間で情報を開示するに当たり、別途当該情報の取り扱いに関する合意をした場合、当該合意内容が優先して適用される。

第5章 資格の喪失

(退会)

第9条 退会の手続きは、定款第10条の定めに従い、会員は、理事会において別に定める退会届を届け出ることにより、任意に退会することができる。但し、退会の届出は退会の1ヶ月以上前に行わなければならないものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会できるものとする。なお、第7条に定める年度内年会費については返還しない。

2. 会員は、退会により会員の資格を喪失する。定款の定めによる。

(除名)

第10条 除名の手続きは、定款の定めによる。

第6章 管理

(会員名簿)

第11条 当法人は、会員の氏名または名称および住所を記載した名簿を作成する。

2. 名簿の管理については、事務局がこれを行う。

第7章 雑則

(年度)

第12条 会員の年会費の年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

(規程の改廃)

第 13 条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規程は、2026 年 6 月 8 日より施行する。